太子町入札参加資格承継事務取扱基準

（趣旨）

第１条　この基準は、入札参加資格の承継の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　合併商法（明治32年法律第48号）又は有限会社法（昭和13年法律第74号）の規定による合併

（２）　新設分割　商法又は有限会社法の規定による新設分割

（３）　吸収分割　商法又は有限会社法の規定による吸収分割

（４）　営業譲渡　商法又は有限会社法の規定による営業の譲渡

（５）　承継人　入札参加資格の承継を受けようとする者

（６）　被承継人　承継人に対し入札参加資格を承継させる者

（承継の基本的要件）

第３条　入札参加資格の承継は、次の各号全てに該当する場合にのみ承認するものとする。

（１）　当該承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。

（２）　承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件を満たしていること。

（３）　当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格の被承継人の許可等の効力がなくなる以前において承継人が当該許可等を受けていること。

（承継の承認）

第４条　有資格業者が次の各号のいずれかに該当し、別表１の承継欄に承認できると記載している場合は、入札参加資格の承継を承認できるものとする。なお、有限会社から株式会社への組織変更は、登記事項証明書等によりそれが確認できる限りにおいて、個人から法人への組織変更は、個人がその営業を廃止し、その者が代表となって営業年度が連続する形で会社を設立して資格を承継することが確認できる限りにおいて、変更届で処理するものとする。

（１）　合併により消滅する有資格業者の入札参加資格を合併により新たに設立する会社に承継する場合
（２）　合併により消滅する有資格業者の入札参加資格を合併後存続する会社に承継する場合
（３）　有資格業者の営業譲渡により営業を承継し、入札参加資格を承継する場合
（４）　有資格業者の新設分割により設立された会社に承継する場合
（５）　有資格業者の吸収分割により他の会社に承継する場合
（６）　入札参加資格を有する個人が死亡し、２親等以内の相続人に資格を承継する場合

２　前項の規定にかかわらず、前項各号に類するもので、町長が特に必要と認める場合は、承継を承認することができる。

（承継承認の条件）

第５条　前条第１項第３号から第５号に該当する場合は、被承継人が入札参加資格の辞退又は建設業の全業種廃止することを条件とする。

２　前項の入札参加資格の辞退は、被承継人が入札参加資格辞退届（様式第１号）を町長に提出することにより行う。

（承継の範囲）

第６条　承継できる範囲は、被承継人の入札参加資格の範囲内であり、承継後における承継人の資格は、本町が入札参加資格審査申請書提出時に付した条件の範囲内とする。

（承継承認の申請手続き）

第７条　入札参加資格の承継承認を申請しようとする被承継人及び承継人は、入札参加資格承継承認申請書（様式第２号）に、別表２に掲げる必要書類を添付し提出しなければならない。

２　町長は、審査にあたり必要がある場合は、申請の理由・経緯等について説明を求め、確認資料の提出を求めることができる。

（承継承認の通知）

第８条　町長は、入札参加資格の承継を承認したときは、様式第３号により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

附　則

この基準は、平成21年１月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年４月１日から施行する。